

限り金6,000円を支払うこと(月賦)を約束したが(甲第5号証),被告らは現在に至るまで金24,000円を返済したにすぎない(甲第6号証)。なお、平成23年11月末日までの確定遅延損害金は金62,424円である(甲第7号証)。

- 4 また、被告らは、平成20年5月26日に18,000円を返済して以降、現在に至るまでまったく支払いをしていない(甲第6号証)。

よって、将来返還期限が到来する分割支払金についても、あらかじめ請求しておく必要がある。将来請求金額は金112,000円である。

- 5 以上のとおり、原告は、被告太郎に対しては本件契約に基づき、被告次郎及び被告三郎に対しては上記連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の金員の連帯支払を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	浦安市奨学資金貸付条例
甲第2号証	浦安市奨学資金貸付条例施行規則
甲第3号証	浦安市奨学資金借用証書
甲第4号証	貸付台帳
甲第5号証	奨学資金返還計画書
甲第6号証	償還台帳
甲第7号証	延滞金計算表

附 属 書 類

1	訴状副本	3通
2	甲号証写し	各4通
3	訴訟委任状	1通

(当事者目録は省略)

平成24年(ハ)第123号

原告 浦安市

被告

和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、本件債務として、次のとおりの連帯支払義務を負っていることを確認する。
 - (1) 残元金 金36万4000円
 - (2) 確定遅延損害金 金7万5848円
 - (3) 上記残元金のうち25万8000円に対する平成24年4月11日から支払済まで年14.5%の割合による遅延損害金
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員のうち(1)及び(2)の合計金43万9848円を次のとおり分割して、持参又は送金して支払う。
 - (1) 平成24年4月末日限り、金28万2000円
 - (2) 平成24年5月から同25年4月まで、毎月末日限り、金1万2000円ずつ
 - (3) 平成25年5月末日限り、金1万3848円
- 3 被告らが前項(1)の金員の支払を怠ったとき、または前項(2)の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金2万4000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して第1項の金員から既払額を控除した残額を即時に支払う。
- 4 被告らが期限の利益を失うことなく、第2項の分割金の支払いを完了したときは、原告は、被告らに対し、第1項のその余の支払義務を免除する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 当事者双方は、本件に関し、本条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

浦安市 奨学資金貸付金 回収額等内訳

1. 平成23年度

債権名	委任件数	委託料			委任滞納額	23年度 回収額	24年度以降 回収予定額	訴訟(訴額) 件数
		着手金	その他経費	合計				
奨学資金貸付金	24件	756,000	137,340	893,340	9,898,871	1,238,257 14件	8,660,614 24件	3,729,479円 9件

2. 平成22年度

債権名	委任件数	委託料			委任滞納額	22年度 回収額	23年度以降 回収予定額	訴訟(訴額) 件数
		着手金	その他経費	合計				
奨学資金貸付金	32件	1,008,000	128,000	1,136,000	12,232,812	1,660,000 2件	1,986,800 5件	1,946,844円 5件

3. 平成21年度分

債権名	委任件数	委託料			委任滞納額	21年度 回収額	22年度以降 回収予定額	訴訟(訴額) 件数
		着手金	その他経費	合計				
奨学資金貸付金	41件	861,000	173,010	1,034,010	19,362,000	1,131,600 16件	10,569,400 22件	2,805,200円 6件

4. 平成20年度分

債権名	委任件数	委託料			委任滞納額	20年度 回収額	21年度以降 回収予定額	訴訟(訴額) 件数
		着手金	その他経費	合計				
奨学資金貸付金	27件	283,500	81,070	364,570	8,010,500	702,000 9件	4,236,700 16件	1,335,000円 3件

資料14

仮合意書

A区（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、乙が甲から借り受けている区営住宅（A区●●●●8-9-2 ●●●●八丁目アパート2-202。以下、「本件区営住宅」という。）の使用料等の償還について、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、本件区営住宅の平成22年7月分までの使用料及び共益費につき、本日現在、以下のとおりの金員を滞納していることを認める。

使用料	金92万2000円
共益費	7800円

第2条 乙は、甲に対し、前条の債務の合計金92万9800円を、下記のとおり分割して支払う。なお、弁済金の充当は甲が適宜指定できるものとする。

記

平成22年10月から同23年9月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ
平成23年10月から同25年7月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ
平成25年8月末日限り、金2万9800円

第3条 次のいずれかの事由が生じたときは、乙は当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。

- (1) 乙が、第2条による分割金の支払を怠り、その額が金4万円（ただし、平成23年10月以降は金6万円）に達したとき
- (2) 甲が本件合意内容について申し立てる訴え提起前の和解手続において、乙が裁判所に出頭せず、その他同手続に協力しないとき

第4条 甲は、本合意書記載の条項を和解内容とする訴え提起前の和解を東京簡易裁判所に申し立てるものとし、乙は同手続に協力する。

平成23年8月20日

(甲) A区代理人
東京都港区虎ノ門一丁目2番10号虎ノ門桜田通ビル9階
法律特許事務所イオタ
弁護士 西尾政行

(乙) 住所

氏名

申立人 A 区

和解条項

第1条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月12日現在、申立人から借り受けている別紙物件目録記載の建物（以下、「本件建物」という。）の使用料及び共益費につき、以下のとおり滞納していることを認める。

使用料 金98万0200円

共益費 金8700円

第2条 相手方は、申立人に対し、前条の債務の合計金98万8900円を、下記のとおり分割して支払う。なお、弁済金の充当は申立人が適宜指定できるものとする。

記

- (1) 平成22年11月から同23年10月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ
- (2) 平成23年11月から同25年10月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ
- (3) 平成25年11月末日限り、金2万8900円

第3条 相手方が前条による分割金の支払いを怠り、その滞納額が金4万円（ただし、平成23年11月以降は金6万円）に達したときは、相手方は当然に期限の利益を失い、申立人に対し、第1条の金員から既払金を控除した残金を直ちに一括して支払う。なお、この場合の既払金には、次条に定める使用料及び共益費を含まない。

第4条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月13日以降、相手方が本件建物の使用を継続している間、毎月末日限り、**A**区営住宅管理条例及び**A**区営住宅管理条例施行規則に基づいて算出された使用料及び共益費を支払うものとする。ただし、次条に定めるところにより、相手方が本件建物の使用許可を取り消す旨の通知を受領したときは、この限りではない。

第5条 相手方に次に定める事由が発生したときは、申立人は、相手方に対し、何

らの催告を要しないで、本件建物の使用の承認を取り消し、本件建物の明渡しを請求することができる。

- (1) 第3条により期限の利益を喪失したとき。
- (2) 前条の使用料及び共益費の支払いを3ヶ月分以上怠ったとき。
- (3) 前2号のほか、**A**区住宅管理条例第21条第1項に規定する各事由のいずれかが生じたとき

第6条 前条により申立人が本件建物の明渡しを請求したときは、相手方は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

第7条 申立人が前条の明渡請求をしたにもかかわらず、相手方が本件建物の占有を継続するときは、相手方は、申立人に対し、相手方が明渡請求を受けた日の翌日から本件建物の明渡し済みまで、毎月末日までに、使用損害金として、年度毎に申立人が**A**区住宅管理条例第21条第5項に基づいて算出する金額を支払うものとする。

第8条 相手方が本件建物を退去した後に本件建物に残置物があるときは、申立人は相手方が当該残置物についての所有権その他の権利を放棄したものとみなすとともに、申立人において当該残置物を適宜処分することができるものとする。

第9条 申立人と相手方との間の使用関係に関し、本和解条項に定めのない事項は、**A**区住宅管理条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

第10条 和解費用は各自の負担とする。

以上